

東日本大震災に伴い旭川市内へ避難している世帯への支援内容の一覧（令和２年度）

分類	項目	所管（課）	所管（係）	直通電話番号	一覧への掲載	支援概要	対象者	
健康・福祉に関すること	各種保険等について	国民健康保険に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	国保給付係	25-6247	必要	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		国民健康保険料の減免	国民健康保険課	国保保険料係	25-6247	必要	保険料を減免します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		後期高齢者医療に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	必要	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	必要	保険料を減免します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		介護保険料の減免又は徴収猶予	介護保険課	介護保険料係	25-5356	必要	被災者の介護保険料を減免します。	令和２年４月１日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方
		介護サービス利用料の減免	介護保険課	管理給付係	25-6485	必要	被災者の介護サービス利用者負担を減免します。	令和２年４月１日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方
	障がい者福祉について	利用者負担の免除	障害福祉課	障害サービス係	25-9854	必要	障害福祉サービス等に係る利用者負担を支払うことが困難な方について、利用者負担を免除することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等（※１）の住人であった方 ・旧緊急時避難準備区域等（※２）又は平成２９年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の住人であった方（上位所得層（※３）の方は除く。） ・令和元年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の住人であった方 ※１ 令和２年４月１日時点における帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域 ※２ 旧緊急時避難準備区域、指定が解除された避難指示解除準備区域、居住制限区域及び特定避難勧奨地点（わがまち） ※３ 障害者総合支援法施行令第１７条第１号、児童福祉法施行令第２４条第１号並びに第３号のイ及び第２７条の２第１号に掲げる者
	医療・介護等について	各種予防接種に関する相談	健康推進課	保健予防係	25-9848	必要	予防接種手続の対応をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の対象に該当する方 ・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の依頼書発行がされない方
	各種相談について	原爆被爆者手帳を紛失した方等の医療機関受診に対する相談	健康推進課	健康推進係	25-6315	必要	原爆被爆者手帳交付者が手帳等を紛失した場合に、医療機関を受診する際の相談及び自己負担額について病院と調整を行います。	被災地から市内へ避難されてきた方のうち、原爆被爆者手帳交付者
		がん検診及び歯周病健診に関する相談	健康推進課	健康推進係	25-6315	必要	がん検診及び歯周病健診に関する相談	被災地から市内へ避難されてきた方のうち、各検診要件（年齢等）に該当する方
		歯科健康相談	健康推進課	健康推進係	25-6315	必要	被災者等の歯や口の健康に関する相談に応じます。	被災地から市内へ避難されてきた方で相談を希望される方
		特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及び難病患者の方への相談	健康推進課	健康推進係	25-6315	必要	特定医療費（指定難病）等医療受給者等の療養、各種申請等に対しての相談に応じます。	指定難病・特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及びその他難病患者等
住宅等の無償貸与について	市営住宅等の無償貸与	市営住宅課	管理係	25-8510	必要	旭川市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災された方などで旭川市への一時的避難を希望される方に対して、「市営住宅」を無償貸与しています。	入居対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災し、住宅の倒壊等で居住できなくなった方 ・福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により自ら居住する住宅が使用できない方 東日本大震災で被災された方で、各制度の対象となる方	
教育に関すること	就学機会の確保	学務課	学務担当	25-7564	必要	公立学校への受入れについて、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに対応を行う。		
被災農業者等への支援に関すること	旭川市営牧場での育成牛の受入	農業振興課	農畜産係	25-7470	必要	被災地の育成牛の避難先として、旭川市営牧場において育成牛の受入を行い、牧場使用料金を免除します。	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災で被災された畜産業を営む農業者 ○福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域で畜産業を営む農業者 	